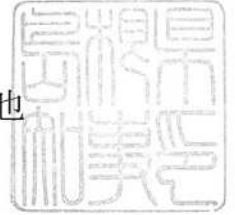


原 第 7 0 4 号
令和5年12月15日

経済産業大臣 齋藤 健 様

島根県知事 丸 山 達 也
(防災部原子力安全対策課)



島根原子力発電所1号機の廃止措置に係る要請について

本県は、「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」第6条第3項に基づき、令和5年8月8日に中国電力㈱から本県に対して事前了解願いがありました島根原子力発電所1号機の廃止措置計画の変更について、別紙のとおり了解しました。

このたびの了解に当たり、貴職におかれては、下記事項について、適切な対応をいただくよう要請します。

また、出雲市、安来市、雲南市並びに米子市及び境港市の意見を踏まえた鳥取県から別添の意見の提出があり、これを添付するので、本県の要請事項と同様、適切な対応をいただくよう要請します。

記

1. 使用済燃料の搬出や譲渡しが確実に行われるよう、使用済燃料の処理・処分などの核燃料サイクルの課題の解決について、国が前面に立った取組を加速させること。
2. 廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物等の処分については、発生者責任の原則を基本としつつ、国としても、処分等の円滑な実現に向け、取組を加速させること。
3. 廃止が決定した原子力発電施設についても、安全・防災対策などの行政負担が引き続き生じていることから、撤去完了までを見据えた財政支援を行うこと。